

○伊豆の国市児童生徒の就学援助に関する規則

平成29年3月28日教育委員会規則第8号

改正

平成30年9月25日教委規則第8号

令和元年7月30日教委規則第14号

令和元年10月30日教委規則第7号

伊豆の国市児童生徒の就学援助に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、当該児童生徒の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 本市の区域内に住所を有する学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒並びに学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定による本市が設置した小学校及び中学校への就学の承諾を得た者をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。

(就学援助の対象者)

**第3条** 就学援助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者（以下「準要保護者」という。）

(就学援助の種類等)

**第4条** 就学援助は、次に掲げる費用について、児童生徒1人につき1年度当たり市長が別に定める額（以下「就学援助費」という。）を支給して行う。

- (1) 児童生徒が通常必要とする学用品の購入に要する費用（以下「学用品費」という。）
- (2) 児童生徒が通常必要とする通学用品の購入に要する費用（以下「通学用品費」という。）
- (3) 児童生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅

行を除く。)をいう。以下同じ。)のうち宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科(以下「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」という。)

(4) 児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科(以下「校外活動費(宿泊を伴うもの)」という。)

(5) 児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費(片道の通学距離が、小学校に在学する児童生徒にあつては3キロメートル以上、中学校に在学する児童生徒にあつては5キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する交通機関(旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等をいう。)の旅客運賃をいう。)(以下「通学費」という。)

(6) 児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の費用(以下「修学旅行費」という。)

(7) 中学校の保健体育の授業の実施に必要な柔道着の購入に要する費用(以下「体育実技用具費」という。)

(8) 小学校又は中学校第1学年の児童生徒(第6条に規定する認定を当該年度の4月末までに受けた者の児童生徒に限る。)の学用品費及び通学用品費(以下「新入学児童生徒学用品等費」という。)

(9) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費であつて保護者の負担に要する費用(以下「給食費」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める費用に係る就学援助費の支給は行わない。

(1) 生活保護法第12条の規定による生活扶助を受けている者 新入学児童生徒通学用品等費

(2) 生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者 学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、通学費、体育実技用具費及び給食費

3 第1項の規定にかかわらず、就学援助費の支給が、金銭で支給することができないとき、金銭で支給することが適当でないと認められるときその他就学援助の目的を達成するために必要があるときは、現物の支給によって行うものとする。

(認定の申請)

**第5条** 就学援助を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、様式第1号による就学援助資格認定申請書を当該申請に係る児童生徒の在学する学校の校長を経由して教育委員会に提

出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請書を經由する学校の校長は、同項の規定による申請書の提出があったときは、遅滞なく、様式第2号による就学援助児童生徒に係る世帯票を作成し、当該申請書に添付して教育委員会に提出しなければならない。

(認定)

**第6条** 教育委員会は、前条第1項の申請書の提出があったときは、必要な調査及びその内容の審査を行い、申請者に就学援助が必要であると認めるときは、その認定を行うものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による認定の際、必要に応じて民生委員又は福祉事務所長の意見を求めるものとする。
- 3 第1項の認定がなされた場合、その認定日は、教育委員会が認定の申請を受理した日の属する月の翌月1日（4月中に受理した場合にあっては同月1日）とする。
- 4 第1項の認定に基づく認定期間は、前項に規定する認定日から当該年度の末日とする。

(認定の通知)

**第7条** 教育委員会は、前条第1項の規定により就学援助が必要であると認定したときは、その旨を様式第3号による就学援助資格認定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、就学援助が必要でないとしたときは、その旨を様式第4号による就学援助資格認定却下通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 教育委員会は、前2項の規定による通知をしたときは、様式第2号による就学援助児童生徒に係る世帯票により当該通知に係る児童生徒の在学する学校の校長に通知するものとする。

(異動の届出)

**第8条** 第6条第1項に規定する認定（以下「認定」という。）を受けた者（以下「認定者」という。）は、転出、辞退その他の理由により就学援助を受ける必要がなくなったときは、速やかにその旨を当該認定に係る児童生徒の在学する学校の校長を經由して教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

**第9条** 教育委員会は、認定者が偽りその他不正の手段により認定を受けたと認めるとき又は就学援助の必要がなくなったと認めるときは、当該認定者の認定を取り消さなければならない。

(就学援助費の支給の申請)

**第10条** 就学援助費の支給を受けようとする認定者は、様式第1号による就学援助費支給申請書を当該認定者の認定に係る児童生徒の在学する学校の校長及び教育委員会を經由して市長に提出し

なければならない。

(就学援助費の支給の決定等)

**第11条** 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容の審査を行い、速やかに就学援助費の支給を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により就学援助費の支給を行うことを決定したときは、その旨を様式第5号による就学援助費支給決定通知書により認定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により就学援助費の支給を行わないことを決定したときは、その旨を様式第6号による就学援助費支給却下通知書により認定者に通知するものとする。

4 市長は、前2項の規定による通知をしたときは、様式第7号による就学援助費支給決定結果通知書により当該通知に係る児童生徒の在学する学校の校長に通知するものとする。

(就学援助費の支給)

**第12条** 市長は、前条第2項の規定による就学援助費の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、就学援助費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給決定に係る児童生徒の在学する学校の校長が就学援助費の受領について支給決定者から委任された場合は、市長は、当該支給決定に係る児童生徒が在学する学校の校長を通じて当該支給決定者に就学援助費を支給するものとする。

3 前項の規定により校長が就学援助費の受領を委任されたときは、当該校長は、様式第8号による就学援助費個人支給明細書を作成し、教育委員会の当該就学援助費の支給についての確認を受けなければならない。

4 就学援助費の支給期間は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。ただし、支給期間の途中において第6条第1項の規定による認定がなされたときは、第6条第3項の規定による認定日の属する月から支給を行うものとする。

(就学援助費の支給決定の取消し)

**第13条** 市長は、支給決定者が偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたと認めるとき又は就学援助費の支給の必要がなくなつたと認めるときは、当該支給決定者の支給決定を取り消すものとする。

(就学援助費の返還)

**第14条** 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に就学援助費を支給しているときは、当該就学援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

**第15条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前になされた就学援助に関する処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (平成30年9月25日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊豆の国市児童生徒の就学援助に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

**附 則** (令和元年7月30日教委規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則** (令和元年10月30日教委規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前になされた就学援助に関する処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

就学援助資格認定申請書兼就学援助費支給申請書（新規・継続）

年 月 日

伊豆の国市教育委員会 宛

伊豆の国市長 宛

申請者（保護者）

住所

氏名

電話番号

年度において、就学援助の資格の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、就学援助の資格の認定がされた場合は、就学援助費の支給をしていただきますよう併せて申請し、就学援助費の支給が認められた場合は、伊豆の国市から私に支払われる就学援助費の請求及び受領に関する全ての権限を、下記児童生徒が在籍する学校長に委任します。もし、校納金等に未納がある場合は、就学援助費を充当することを承諾します。

対象児童生徒	氏名	生年月日	申請者との続柄	在籍学校及び ( 年4月1日現在)	居住
	フリガナ ----- 氏名	年 月 日			
フリガナ ----- 氏名	年 月 日				
フリガナ ----- 氏名	年 月 日				

※小学生と中学生がいる世帯は、在籍している学校別に対象児童生徒欄に記載し、それぞれ在籍している学校長あてに提出してください。

対象児童生徒と同一生計の家族	フリガナ 氏名	生年月日	申請者との 続柄	職業・学校名及び 学年等	居住
	-----				
	-----				
	-----				
	-----				
	-----				
	-----				
生活保護の受給	受けている (開始日： 年 月 日)				
	受けていない (廃止・停止はその日付： 年 月 日 廃止 停止)				
住宅の形態	持家      借家・アパート      間借				

(裏)

申請理由 (該当する項目に☑をつけてください)		添付資料
<input type="checkbox"/>	生活保護を受けている	-
<input type="checkbox"/>	生活保護が停止または廃止になった	生活保護停止廃止通知書の写し
<input type="checkbox"/>	個人事業税が減免された	個人事業税の減免を受けた旨の通知書の写し
<input type="checkbox"/>	市町村民税が非課税である	最新の市県民税非課税証明書(原本)
<input type="checkbox"/>	市町村民税が減免された	市県民税減免決定に関する文書の写し
<input type="checkbox"/>	固定資産税が減免された	固定資産税減免通知書の写し
<input type="checkbox"/>	国民健康保険料又は国民健康保険税が減免または徴収が猶予された	国民健康保険税(料)減免決定通知書の写し または徴収猶予決定通知書の写し
<input type="checkbox"/>	国民年金の掛金が免除された	国民年金保険料免除申請承認通知書または国民年金保険料免除理由該当通知書の写し
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当が支給されている	児童扶養手当証書の市長印の押されているページ及び有効期限が記載されているページの写し
<input type="checkbox"/>	生活福祉資金の貸付けを受けた	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
<input type="checkbox"/>	失業対策事業適格者手帳を持っているまたは職業安定所登録日雇労働者である	失業対策事業適格者手帳の写しまたは雇用保険被保険者手帳の写し
<input type="checkbox"/>	その他(具体的に記入してください)	

○収入状況(直近3ヶ月)の金額を記入してください。該当がないものは「0」を記入してください。

収入(1か月前)	円/月	養育費	円/月
収入(2か月前)	円/月	児童扶養手当	円/月
収入(3か月前)	円/月	特別児童扶養手当	円/月
遺族年金・障害年金	円/月	その他収入	円/月



## 同 意 書

就学援助の資格の認定の審査に必要な範囲で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により付番された個人番号を利用し、世帯員全員の所得状況、生活保護の受給状況、市民税、固定資産税又は国民健康保険税の課税状況、児童扶養手当の支給状況等を担当職員が調査することについて同意します。

伊豆の国市教育委員会 宛

年 月 日

申請者氏名	Ⓜ
生計同一者氏名	Ⓜ
生計同一者氏名	Ⓜ
生計同一者氏名	Ⓜ
生計同一者氏名	Ⓜ
生計同一者氏名	Ⓜ

様式第2号（第5条第2項、第7条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
（表）

就学援助児童生徒に係る世帯票

整理番号	児童生徒氏名		保護者氏名		教育扶助 受給の 有無	有・無	
	住所						
家庭の状況 (保護者を含む)	氏名	生年月日	保護者 との続柄	職業（勤務先） 又は学校名	自宅居住 の有無	住宅の 形態	家庭状況 の変動
						持家	
						借家	
						間借	

伊豆の国市教育委員会 様

上記の保護者は、上記の児童生徒の就学にあたり援助が必要である者として、次の意見を付して報告します。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
	意見※								
報告年月日									
学校長印									

※ 意見欄には、次の1から5までのうちから該当する番号を記入してください。

- 1 保護者の職業が不安定で生活の状態が悪いと認められる
- 2 保護者の生活の状態が悪いため、学校納付金が滞りがちである
- 3 児童生徒の昼食の内容若しくは被服の状態が悪く、又は児童生徒が学用品、通学用品費等に不自由している
- 4 経済的理由による児童生徒の学校の欠席が多い
- 5 その他（裏面に具体的に記載してください）

伊豆の国市立 学校長 様

上記児童生徒の保護者の就学援助資格（要保護 準用保護）の認定を次のとおり決定したので、通知します。

	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
認定結果									
報告年月日									
教育委員会印									

備考： 認定結果（認定の可否）の理由、世帯についての福祉事務所長又は民生委員の所見については、裏面を参照してください。

(裏)

○学校長の意見欄で「5 その他」を選択した場合の具体的な内容

小学校	1年	
	2年	
	3年	
	4年	
	5年	
	6年	
中学校	1年	
	2年	
	3年	

○認定結果の理由及び世帯についての福祉事務所長又は民生委員の所見

		認定結果の理由	世帯についての福祉事務所長 又は民生委員の所見
小学校	1年		
	2年		
	3年		
	4年		
	5年		
	6年		
中学校	1年		
	2年		
	3年		

様式第3号（第7条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
就学援助資格認定通知書

番 号  
年 月 日

様

伊豆の国市教育委員会 印

あなたから申請のありました就学援助資格認定については、認定することとしましたので通知します。この認定の有効期限は、 年 月 日までです。継続して認定を受けたいときは、再度、申請書を提出してください。

なお、有効期限内であっても、転出、辞退その他の理由により就学援助を受ける必要がなくなったときは、認定を取り消すことがあります。

様式第4号（第7条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
就学援助資格認定却下通知書

番 号  
年 月 日

様

伊豆の国市教育委員会 印

あなたから申請のありました就学援助資格認定については、次の理由により認定しないこととしましたので通知します。

認定しないこととした理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市教育委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第11条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
 就学援助費支給決定通知書

番 号  
 年 月 日

様

伊豆の国市長 氏 名 印

あなたから申請のありました就学援助費の支給については、 年度において次のとおり支給することとしましたので通知します。

児童生徒	学校区分及び学年			
	氏 名			
就学援助費	学用品費			
	通学用品費			
	校外活動費（宿泊を伴わないもの）			
	校外活動費（宿泊を伴うもの）			
	通学費			
	修学旅行費			
	体育実技用具費			
	新入学児童生徒学用品等費			
	給食費			
	医療費			

（注）就学援助資格認定が取り消されたときや就学援助費の支給の必要がなくなったときは、支給の決定を取り消す場合があります。この場合において、既に就学援助費を支給しているときは、当該就学援助費の全部又は一部を返還してもらいます。

様式第6号（第11条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
就学援助費支給却下通知書

番 号

年 月 日

様

伊豆の国市長 氏 名 目

あなたから申請のありました就学援助費の支給については、次の理由により支給しないこととしましたので通知します。

支給しないこととした理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号（第11条第4項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
就学援助費支給決定結果通知書

番 号  
年 月 日

学校長 様

伊豆の国市長 氏 名 印

年度において、次のとおり就学援助費の支給の決定をしたので通知  
します。

1 就学援助費の支給をする決定がされた者

学年	児童生徒氏名	保護者氏名	備考

2 就学援助費の支給をしない決定がされた者

学年	児童生徒氏名	保護者氏名	備考



[別紙]

年度就学援助費支給計画書

					学校名					
教育 扶助 受給 の有 無	学 年 の 区 分	男 女 の 区 分	児 童 氏 名	支 給 明 細					支 給 予 定 年 月 日	
										学用品費 通学用品費 校外活動費 通学費 修学旅行費 体育実技用具費 新入学児童 生徒学用品 等費 給食費 医療費
合	計		人							

様式第8号（第12条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
 年度就学援助費個人支給明細書

学校名・学年				児童生徒 氏名		
保護者住所				保護者氏名		
振込先金融機関名				振込先口座番号		
費目	金額	受給年月日	保護者給与 年月日	現金 現物 区分	担任	校長
合計						

上記のとおり就学援助費が支給されたことを確認する。

年 月 日

伊豆の国市教育委員会 印